資料４参考

千葉県袖ケ浦福祉センター更生園
指定管理者（候補者）の選定結果について

１ 選定結果

概要

指定管理者 候　補　者	千葉県袖ケ浦市蔵波字鎌倉街道３１０８番地１ 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
予定指定期間	平成３０年４月１日～平成３５年３月３１日（５年間）
提案の概要	**１　施設の設置目的を踏まえた運営方針** **（１）施設運営に係る基本的な考え方等** ・平成２５年１１月の児童虐待死亡事件を風化させずに伝えていくことで、事件を起こした事業者としての役割を果たす。 ・管理職が支援現場に直接関わり、理念や目標の発信・啓発、内部統制の徹底により、より良い支援を行う職場環境と人間関係の構築に取り組む。 ・強度行動障害対応型グループホームの創設計画や一人ひとりの特性に合わせた、地域で暮らすための環境設定、利用者や保護者の地域移行への不安を取り除く取組により、通過型施設として利用者の地域生活への移行を推進する。 ・利用者の個性を尊重し、個々の障害特性や行動、疾病等の状況に配慮し、意思決定支援により、一人ひとりの意思を尊重した支援を行う。 **（２）保護者、地域住民、関係機関、県内他法人等との連携** ・民間施設での受入れが困難な方に、空室を使用しての緊急的な受入れを実施し、セーフティネット機能の役割を果たす。 ・地域で生活する障害者が診療室で「医療機関の受診に慣れる取組」を行い、その後の地域医療機関での受診が容易になるよう支援する。 ・他法人での研修や外部の相談支援事業所との連携、相談支援アドバイザーの派遣等により、支援の透明性を高める。 ・保護者会と職員の合同会議を定例的に実施し、情報と運営課題の共有に努め、信頼関係を構築する。 **２　利用者の権利擁護と安全確保** ・権利擁護委員会に外部委員として、苦情解決第三者委員や保護者等を迎え、意見や助言を環境改善やサービス向上に繋げる。 ・権利擁護部会でヒヤリハット事例や事故の検証等を行い、情報共有を徹底するとともに、権利擁護を意識した組織作りを行う。 ・権利擁護やサービス向上、職員の提案事項等をテーマに少人数のグループディスカッションを定期的に実施する。 ・利用者の特性に合わせた食事の提供及び適正な摂取量の把握により健康管理を徹底する。

提案の概要	３　利用者サービスの向上 ・強度行動障害等のある利用者については、応用行動分析と TEACCH プログラムによる構造化の手法等に基づき、チームで一貫した対応を行い、ＰＤＣＡサイクルにより行動改善を図る。 ・医療的支援が必要な利用者や認知症を発症した利用者については、診療室と連携し、疾病の早期対応に努める。 ・嚥下機能の低下や誤嚥防止のため、診療室歯科と連携し、口唇訓練等を行う。 ・認知症を発症した利用者の支援については、認知症専門研修への参加や認知症ケア専門士等の資格を取得するなど職員の専門性向上を図る。 ・相談支援専門員や相談支援アドバイザーなどの意見を取り入れ、本人の意思決定を踏まえ、支援計画を作成する。 ・利用者本人部会を開催し、外出や食事などに利用者の意見や希望を取り入れる。 ４　施設の維持管理と適格性・実現性 ・日常的な機器の故障や器具の破損等、緊急性を要するものについて迅速に対応し、利用者の安全確保・生活環境の保全に努める。 ・事業規模の変化に伴い、職員の適正配置と業務改善を進める。 ・利用者に安全で快適な生活の場を提供するため、施設設備の機能保全、施設の開放性を確保するための改修を行う。
選定理由	○県立施設としての役割を理解し、ガバナンスの強化や支援の質の向上に向けた取組など、適正な管理運営が期待できる。 ○小規模ケア及び利用者の希望に沿った地域での暮らしを進めるため、地域移行推進に取り組む計画が評価できる。 ○診療室と連携して、医療的ケアや認知症対策を要する障害者の特性・ニーズに応じた支援を適切に計画している。
応募者数	１団体

２ 評価点数

（1）必須項目の審査

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
1	施設の設置目的を理解しているか。	3	2.4
2	県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	3	2.2
3	経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	2.0
4	事業内容が一部の県民、利用者に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	1.6
5	社会的弱者に配慮されているか。	3	1.8
6	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	2.0
必須項目　小計		１８	12.0

・「１点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも３点満点。
・標準に満たない場合は０点。意見聴取した外部有識者等の過半数が０点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

（2）一般項目の審査

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
7	有期限の利用を原則とした利用者の地域移行等への取組みに関する基本的な考え方は適切か。定員の縮減に向けた具体的計画は立てられているか。	5	3.4
8	保護者との連携に関する基本的な考え方は適切か。	5	3.2
9	市町村、医療機関、関係機関との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.6
10	千葉県社会福祉事業団が事業譲渡した施設等を含め、地域で生活する障害者に対する支援に関する考え方は適切か。	3	2.4
11	利用者の権利擁護に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画（研修、虐待防止体制）は立てられているか。	5	3.6
12	苦情解決の体制、苦情解決第三者委員との連携に係る具体的計画は立てられているか。福祉サービス第三者評価機関による評価の活用を計画しているか。	3	2.4
13	職員間の情報共有や、上司への連絡・報告が適切に行われる計画となっているか。	3	2.4
14	事故防止、ヒヤリハット対策等の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	2.6
15	感染症対策、防災等危機管理の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	2.2
16	個別支援計画の立案・実施の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	3.4
17	利用者の意思決定の支援に関する基本的な考え方は適切か。利用者の関心や好みを汲み取り、支援に反映させるための具体的計画は立てられているか。	5	3.4
18	入浴・排泄・食事等の支援内容は、利用者の生活の質を高めるためのものとなっているか。	3	2.2

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
19	利用者の日中活動についての支援内容は適切か。外部の事業所を活用する場合、その計画は妥当か。	3	2.4
20	強度行動障害を有する利用者の特性・ニーズに応じた支援を行うための計画は適切に立てられているか。	5	3.8
21	医療的ケアを要する障害者、認知症を発症した高齢障害者等の特性・ニーズに応じた支援を行うための計画は適切に立てられているか。	3	2.6
22	利用者の健康管理や診察、医療相談等を行うための計画は適切に建てられているか。診療室の今後のあり方の考え方は妥当か。	3	2.6
23	県が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	7	7.0
24	経費節減と利用者サービスの向上とのバランスをどうとっているか。	7	4.4
25	施設の維持管理、安全管理に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.4
26	過去の監査等の指摘に対する対応は適切に行われているか。	3	2.0
27	管理者による内部統制が適切に行われる体制となっているか。	5	3.2
28	小規模ケアとガバナンスが徹底されるような組織体制や仕組みが計画されているか。	5	3.0
29	収入、支出の積算に十分な根拠があり、事業計画の整合性は図られているか。	5	3.2
30	職員体制及び職員配置の考え方は適切か。	5	3.0
31	利用者処遇の継続性の観点から、現在の職員の継続雇用の計画はどうか。	5	4.0
32	職員の指導育成、研修体制は十分か。具体的計画は立てられているか。	5	3.4
33	法人の財務状況は健全か。	5	3.2
34	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	5	3.8
35	提案全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価による更生園の事業運営の妥当性はどうか。	１０	6.6
一般項目　小計		１３０	94.4
合計（必須項目＋一般項目）		１４８	106.4

・配点が「３点」の場合は２点、配点が「５点」の場合は３点、配点が「７点」の場合は４点、配点が「１０点」の場合は５点を標準とし、優れているものに加点、標準に満たないものは減点。
・意見聴取した外部有識者等の過半数の総合得点が標準点合計８５点を下回る評点を計上し、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

（3）指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	飯田　　浩子	千葉県健康福祉部長
委　員	岡田　　就将	千葉県健康福祉部保健医療担当部長
〃	葉岡部　循一	千葉県健康福祉部次長
〃	神部　　眞一	千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
〃	瀧口　　弘	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
〃	松尾　　三洋	千葉県健康福祉部児童家庭課長
〃	川島　　智	千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
〃	吉田　　謙	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長
〃	岡田　慎太郎	千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

（4）選定審査にあたり意見聴取した外部有識者等

氏名	役職等
大屋　　滋	見直し進捗管理委員会委員 千葉県自閉症協会会長 旭中央病院脳神経外科部長
三木　康雄	千葉県知的障害者福祉協会相談支援部会部会長 十倉厚生園施設長
田上　昌宏	千葉県手をつなぐ育成会会長
田中　知華	千葉県弁護士会高齢者・障がい者支援センター副委員長
遠山　景一	日本公認会計士協会千葉会幹事

３ 審査基準

【必須項目の審査】

・「１点」を標準とし、優れているものには加点。各項目とも３点満点。

・標準に満たない場合は０点。意見聴取した外部有識者等の過半数が０点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか（指定手続条例第３条第１号）	施設の設置目的及び県が示した管理運営の方針	１　施設の設置目的を理解しているか。	３	９
		２　県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。	３	
		３　経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	３	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	４　事業内容が一部の県民、利用者に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	３	６
		５　社会的弱者に配慮されているか。	３	
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	６　個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	３	３
必須項目　小計			１８	

【一般項目の審査】

・配点が「３点」の場合は「２点」、配点が「５点」の場合は「３点」、配点が「７点」の場合は「４点」、配点が「10 点」の場合は「５点」を標準とし、優れているものには加点、標準に満たないものには減点。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか（指定手続条例第３条第２号）	事業運営の見通しと関係機関等との連携の考え方	7 有期限の利用を原則とした利用者の地域移行等への取組みに関する基本的な考え方は適切か。定員の縮減に向けた具体的計画は立てられているか。	5	16
		8 保護者との連携に関する基本的な考え方は適切か。	5	
		9 市町村、医療機関、関係機関との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	
		10 千葉県社会福祉事業団が事業譲渡した施設等を含め、地域で生活する障害者に対する支援に関する考え方は適切か。	3	
	利用者の権利擁護と安全確保に関する取組	11 利用者の権利擁護に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画（研修、虐待防止体制）は立てられているか。	5	17
		12 苦情解決の体制、苦情解決第三者委員との連携に係る具体的計画は立てられているか。福祉サービス第三者評価機関による評価の活用を計画しているか。	3	
		13 職員間の情報共有や、上司への連絡・報告が適切に行われる計画となっているか。	3	
		14 事故防止、ヒヤリハット対策等の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	
		15 感染症対策、防災等危機管理の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	
	利用者サービスの向上を図るための具体的手段及び期待される効果	16 個別支援計画の立案・実施の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	
		17 利用者の意思決定の支援に関する基本的な考え方は適切か。利用者の関心や好みを汲み取り、支援に反映させるための具体的計画は立てられているか。	5	

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか（指定手続条例第３条第２号）	利用者サービスの向上を図るための具体的手段及び期待される効果	18 入浴・排泄・食事等の支援内容は、利用者の生活の質を高めるためのものとなっているか。	3	27
		19 利用者の日中活動についての支援内容は適切か。外部の事業所を活用する場合、その計画は妥当か。	3	
		20 強度行動障害を有する利用者の特性･ニーズに応じた支援を行うための計画は適切に立てられているか。	5	
		21 医療的ケアを要する障害者、認知症を発症した高齢障害者等の特性・ニーズに応じた支援を行うための計画は適切に立てられているか。	3	
		22 利用者の健康管理や診察、医療相談等を行うための計画は適切に建てられているか。診療室の今後のあり方の考え方は妥当か。	3	
	管理に係る経費の縮減効果	23 県が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	7	14
		24 経費節減と利用者サービスの向上とのバランスをどうとっているか。	7	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか（指定手続条例第３条第３号）	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	25 施設の維持管理、安全管理に関する基本的な考え方は適切か。	3	16
		26 過去の監査等の指摘に対する対応は適切に行われているか。	3	
		27 管理者による内部統制が適切に行われる体制となっているか。	5	
		28 小規模ケアとガバナンスが徹底されるような組織体制や仕組みが計画されているか。	5	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	29 収入、支出の積算に十分な根拠があり、事業計画の整合性は図られているか。	5	5
	安定的な運営が可能となる人材状況	30 職員体制及び職員配置の考え方は適切か。	5	15
		31 利用者処遇の継続性の観点から、現在の職員の継続雇用の計画はどうか。	5	
		32 職員の指導育成、研修体制は十分か。具体的計画は立てられているか。	5	
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	33 法人の財務状況は健全か。	5	5
	類似施設の運営実績	34 実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	5	5
その他	提案全般からの事業運営の妥当性	35 提案全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価による更生園の事業運営の妥当性はどうか。	10	10
一般項目　小計			１３０	
合計（必須項目＋一般項目）			１４８	

※「23 県が想定した参考金額をどの程度下回っているか」は、提案額の最も低い応募団体から順に７点、６点、５点と採点する。

※意見聴取した外部有識者等の過半数が、総合得点が標準点合計８５点（標準点１点×６項目、標準点２点×１２項目、標準点３点×１４項目、標準点４点×２項目、標準点５点×１項目）を下回る評点を計上し、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。